平成２７年（フ）第１８号
福岡県直方市大字頓野3881番地１　テナシティＢ－201号、前住所福岡県直方市大字頓野4090番地６
破産者　村田　智史
１　決定年月日　平成28年４月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2246番地54
破産者　筒井　信司
１　決定年月日　平成28年４月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５０号
千葉県袖ケ浦市飯富2625番地
破産者　株式会社鳥海鉄構建設
１　決定年月日　平成28年４月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第５１号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前３丁目３番地６グランバリエカネキ302号、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市飯富11番地２
破産者　川島　幸次
１　決定年月日　平成28年４月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１７０号
岡山県倉敷市茶屋町1454番地３
破産者　株式会社ワダコーポレーション
１　決定年月日　平成28年４月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７号
北海道岩内郡共和町発足2558番地
破産者　舟崎梦娜こと　ＬＩＵ　ＭＥＮＧＮＡ
劉　　梦娜（旧姓堀）
１　決定年月日　平成28年４月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第５号
秋田県大仙市刈和野字上ノ台荒屋敷72番地９
破産者　冨塚　英久
１　決定年月日　平成28年４月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１５５号
金沢市此花町８番15号
破産者　大海　勝榮
１　決定年月日　平成28年４月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第５９５号
愛媛県新居浜市船木甲5141番地の４、開始決定時の住所大阪府柏原市旭ケ丘２丁目９番18号
破産者　大島工機工業所こと　大島不二夫
１　破産債権の届出期間　平成28年５月12日まで
２　一般調査期日　平成28年６月13日午前11時30分
平成28年４月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第７８号
山口県周南市河内町４番22号
破産者　株式会社山口コンサルタント
異議申述期間　平成28年５月25日まで
平成28年４月６日　山口地方裁判所周南支部

監 督 命 令

平成２８年（再）第５号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目９番21号
再生債務者　株式会社アオイ電熱
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー19階　玉越法律事務所　弁護士　玉越　久義
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成28年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２６年（再）第１号
大阪市北区西天満２丁目８番１号
再生債務者　株式会社ＫＣＴ（旧商号株式会社フジウン）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年４月４日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第３号
和歌山市古屋82番地の１
再生債務者　宇治田株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　和歌山市十番丁59番地　ライオンズマンション和歌山十番丁202号室　山西陽**裕**法律事務所　弁護士　山西　陽**裕**
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年４月４日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係